

商業

# 1. 事業所数、従業者数及び年間販売額等の推移

年	区分	旧 江 戸 崎 町						
		事業所数(所)			従業者数 (人)	年間販売額 (万円)	その他の収入額 (万円)	売場面積 (㎡)
		総数	法人	個人				
平成 9年		267	127	140	1,610	3,064,190	129,651	26,526
平成11年		269	130	139	1,710	3,005,788	119,216	27,388
平成14年		232	117	115	1,547	2,428,082	151,097	27,244
平成16年		217	116	101	1,378	2,403,940	120,685	25,862

年	区分	旧 新 利 根 町						
		事業所数(所)			従業者数 (人)	年間販売額 (万円)	その他の収入額 (万円)	売場面積 (㎡)
		総数	法人	個人				
平成 9年		125	43	82	631	1,361,771	13,345	13,208
平成11年		122	48	74	730	1,455,450	9,288	13,565
平成14年		111	43	68	603	1,058,262	13,789	13,813
平成16年		108	43	65	583	1,027,779	9,275	16,042

年	区分	旧 桜 川 村						
		事業所数(所)			従業者数 (人)	年間販売額 (万円)	その他の収入額 (万円)	売場面積 (㎡)
		総数	法人	個人				
平成 9年		104	17	87	339	537,674	7,752	3,816
平成11年		107	21	86	392	625,403	5,649	3,920
平成14年		90	20	70	344	537,029	4,560	3,350
平成16年		80	22	58	346	526,895	1,237	3,564

年	区分	旧 東 町						
		事業所数(所)			従業者数 (人)	年間販売額 (万円)	その他の収入額 (万円)	売場面積 (㎡)
		総数	法人	個人				
平成 9年		146	44	102	632	1,480,093	36,841	15,005
平成11年		145	48	97	709	1,813,990	14,162	20,989
平成14年		187	95	92	1,167	2,541,417	39,597	33,061
平成16年		186	100	86	1,147	2,379,205	59,749	36,961

平成9, 14, 16年は6月1日現在  
平成11年は7月1日現在  
資料: 商業統計調査

## 2. 産業(中分類)別事業所数、従業者数及び年間販売額等

区 分	稲敷市			
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
平成19年	521	2,939	57,824	68,871
平成26年	422	2,653	55,744	76,645
産業中分類	平成26年内訳			
卸売業計	54	309	13,447	-
各種商品卸売業	1	9	X	-
繊維・衣服等卸売業	1	20	X	-
飲食料品卸売業	27	135	7,833	-
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	13	84	2,784	-
機械器具卸売業	7	40	1,295	-
その他の卸売業	5	21	X	-
小売業計	368	2,344	42,297	76,645
各種商品小売業	1	148	X	X
織物・衣服・身の回り品小売業	57	212	2,253	11,317
飲食料品小売業	101	855	12,283	13,166
機械器具小売業	52	257	6,059	11,463
その他の小売業	152	864	X	X
無店舗小売業	5	8	73	-

平成19年は6月1日現在

平成26年は7月1日現在

資料：商業統計調査

## <用語の解説>

### 商業事業所

「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

### <卸売業>

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量または多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（材木、セメント、板ガラス、かわらなど）など〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が別の場所で経営している自己製品の卸売事業所
- ⑤ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所。なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い、または仲立人として商品の売買のあっせんを行う事業所（代理商、仲立業）

### <小売業>

- ① 個人用又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所  
官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で、他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。